

第 2 8 6 回鳥取県内水面漁場管理委員会

議 事 次 第

日時：令和 4 年 5 月 1 7 日（火）午後 2 時から

場所：ホテルセントパレス倉吉 2 F ウィンザー

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

（協議事項）

（1）投網によるあゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について…【資料 1】

（2）千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について…【資料 2】

（報告事項）

（3）アユの遡上状況について…【資料 3】

（4）漁業権の切替について…【資料 4】

（5）鳥取県内水面漁場管理委員会規程の改正について…【資料 5】

（6）その他

5 そ の 他

6 閉 会

第286回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：令和3年1月1日～令和7年12月31日)

<委員会>

区分	氏名	所属等	備考
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長	
	じくはら よしお 竺原 吉男	天神川漁業協同組合 理事	
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 副組合長	
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	
	みたに るみ 三谷 るみ	社会福祉法人あすなる会 介護職員	
学識経験 (3名)	おおたに みちこ 大谷 道子	日野川水系漁業協同組合 職員	
	やまさき ひろこ 山崎 寛子	株式会社荒谷建設コンサルタント 職員	
	よしだ ゆかり 吉田 由歌理	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会 非常勤職員	

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課漁業調整担当	係長	本田 夏海
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	主任研究員	田中 靖

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	氏 良介	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長
次長	松田 成史	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 課長補佐
主事	橋本 和輝	鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課 主事

令和4年度事務局体制について

水産資源を守り育てる施策を強化し、持続可能な水産業の振興を図るため、令和4年4月1日より水産振興局水産課を再編し、水産業の振興を担う「水産振興課」と水産資源の回復・適正利用を担う「漁業調整課」を設置することになりました。

については、鳥取県内水面漁場管理委員会の事務局は漁業調整課に置くことになりましたので、よろしくをお願いします。

記

1 水産振興課（代表：0857-26-7309 E-mail：suisan@pref.tottori.lg.jp）

担当名	業務内容	電話番号 局番共通0857(26)
管理担当	予算・決算、境港水産物地方卸売市場及びとっとり賀露かっこ館に関する事	7309 7314
漁業振興担当	養殖・栽培漁業振興、水産物流通対策、漁業就業者確保対策、アユ等内水面の資源回復及び漁業振興、境漁港高度衛生管理型市場整備・漁港漁場整備、(公財)鳥取県栽培漁業協会及び(公財)鳥取県魚の豊かな川づくり基金等に関する事	7680 7316 7317
漁業経営担当	漁業資金、漁船の代船建造・設備更新支援、漁業用燃油高騰・コスト低減対策に関する事	7313 7314

2 漁業調整課（代表：0857-26-7315 E-mail：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp）

担当名	業務内容	電話番号 局番共通0857(26)
資源管理担当	海面の資源管理、漁場環境保全に関する事	7315 7303
漁業調整担当	漁業許可・取締、漁船・遊漁船業者登録、岩礁破碎許可、特別採捕許可、鳥取海区漁業調整委員会及び鳥取県内水面漁場管理委員会等に関する事	7318 7339

3 鳥取県内水面漁場管理委員会事務局

役職	氏名	電話番号 局番共通0857(26)
事務局長	氏 良介	7315
次長	松田 成史	7315
主事	橋本 和輝	7339

令和4年度における投網によるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限することで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣りの人があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加勢蛇川（平成12年度～）
 - ・ 勝田川（平成13年度～）
- ・ 琴浦町からの要望書 P3～5

3 令和4年度における指示案

指示の告示案 P6

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第237回委員会（平成21年5月13日）

（協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。
 - ① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）
原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。
（理由）
鳥取県漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者である漁業協同組合が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。
第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合には、漁業権魚種の増殖義務が課せられ、増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを条件に漁業権が免許されているため。
 - ② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）
委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第40条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで及び 9月26日から10月31日まで	内水面

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

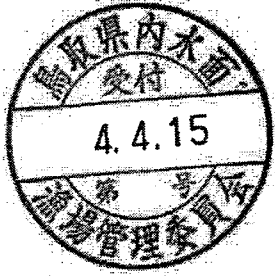
（内水面漁場管理委員会）

第171条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤 重敏 様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 福 本 ま り 子



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の棲む、環境整備も行われてきました。

平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の遊漁者への周知を図ってきましたが、6月1日のアユ漁の解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕がまだまだ行われている状態です。

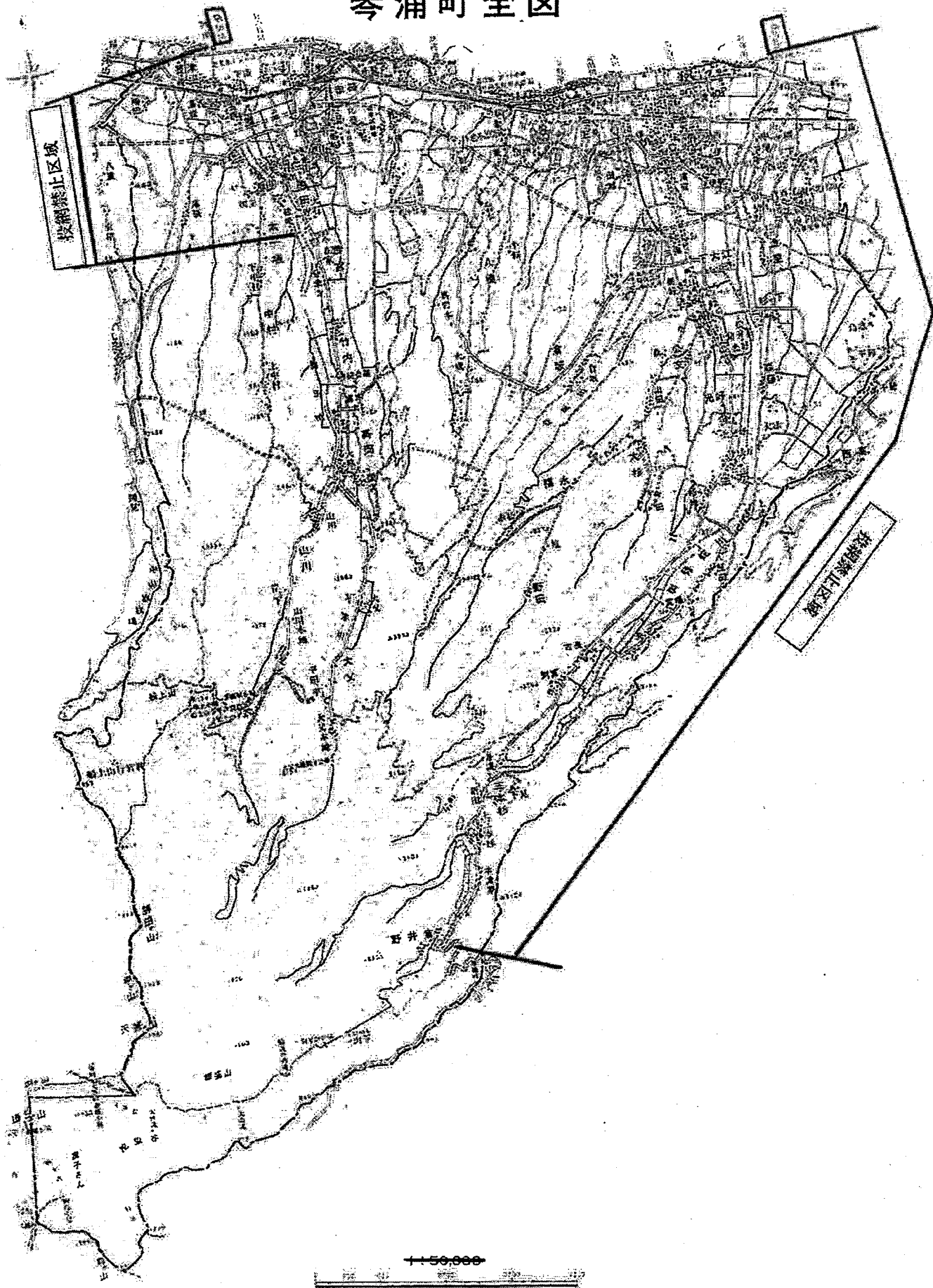
勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところです。

また、近年は船上小学校の生徒がアユの放流を行っており、アユの遡上を楽しみにしていますが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕のため、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

令和4年4月6日

琴浦町全図



案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項及び第 171 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和 4 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	令和 4 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	令和 4 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。（千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。）
- ・ 平成２２年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出され、平成２３年度から委員会指示による採捕の禁止を行っている。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成２４年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

3 指示案：p. 3 参照

【参考法令等】

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第 120 条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第 171 条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県（海区漁業調整委員会を置くものに限る。）で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第50条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究等(試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)をいう。以下この条において同じ。)のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 目的
- (3) 適用除外の許可を必要とする事項
- (4) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数、推進機関の種類及び馬力数並びに所有者名
- (5) 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量(種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量)
- (6) 採捕の期間及び区域
- (7) 使用する漁具及び漁法
- (8) 採捕に従事する者の氏名及び住所

3 知事は、第1項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- (1) 許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 適用除外の事項
- (3) 採捕する水産動植物の種類及び数量
- (4) 採捕の期間及び区域
- (5) 使用する漁具及び漁法
- (6) 採捕に従事する者の氏名及び住所
- (7) 使用する船舶の名称、漁船登録番号、総トン数並びに推進機関の種類及び馬力数
- (8) 許可の有効期間
- (9) 条件

4 知事は、第1項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。

7 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。

8 第26条及び第27条の規定は、第1項又は第6項の規定により許可を受けた者について準用する。

案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和4年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

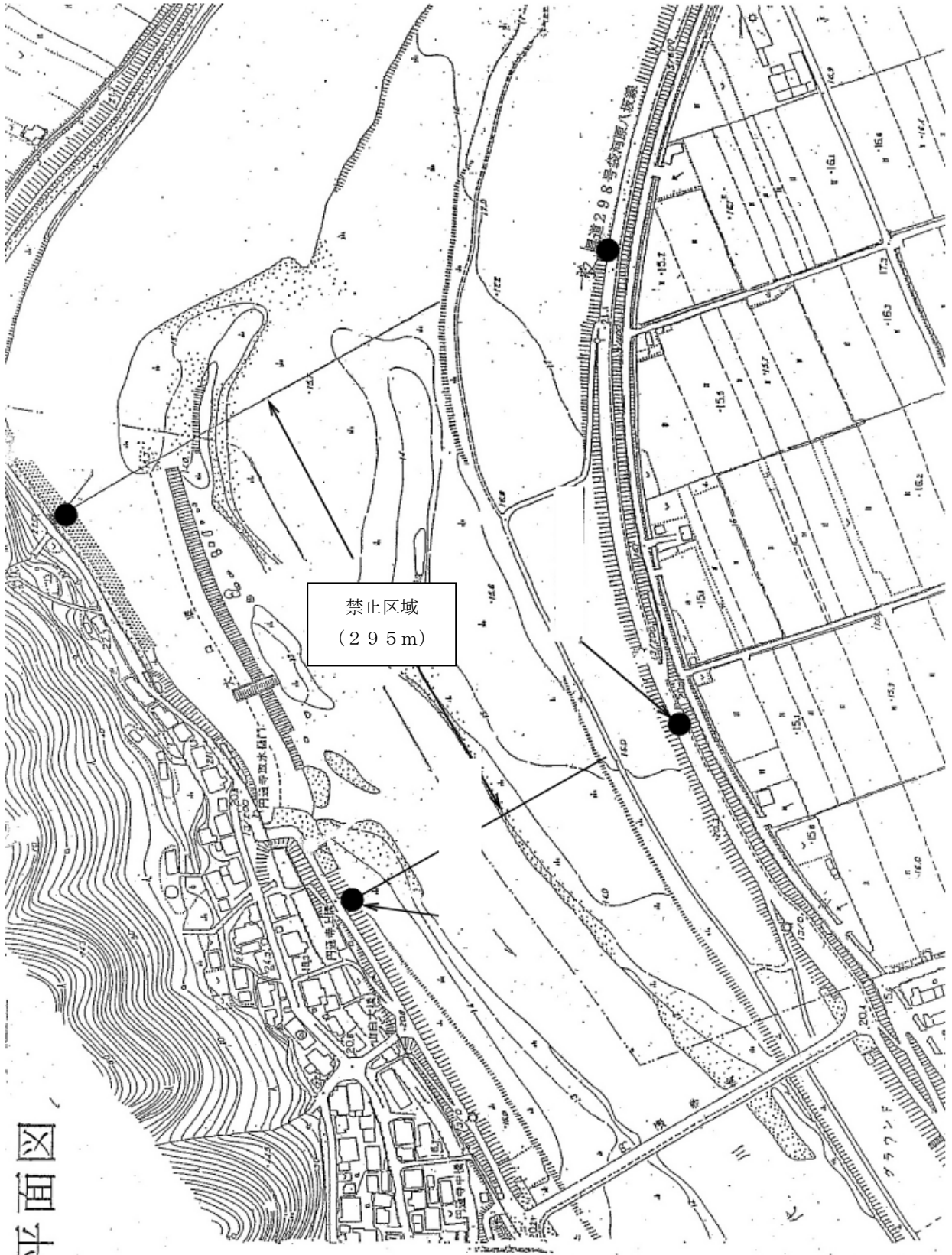
1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流 240 メートルの地点と上流 535 メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第50条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和4年6月1日から令和5年5月31日まで



平面図

鳥取県内河川における令和4年春のアユの遡上状況について

令和4年5月17日
鳥取県栽培漁業センター

本県では平成26年以降のアユ資源激減要因について各種調査研究を行っており、今年は遡上量が増加する見込みとなりましたので報告します。

1 各河川における遡上状況及び今年の見込み

(1) 日野川

4月上旬から下旬にかけての遡上量は約46.8万尾と推定される。現時点で昨年度の遡上量(約7.6万尾)より多い。現在も遡上は続いており、8年ぶりに遡上量が100万尾を超える可能性がある。

(2) 天神川

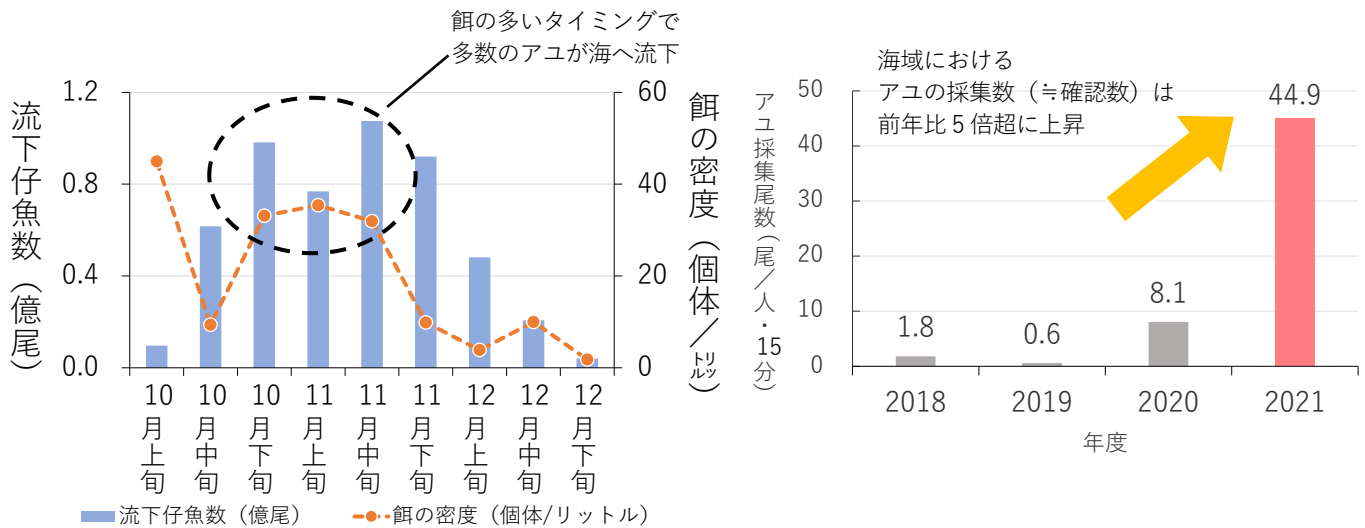
4月上旬から下旬にかけての遡上量は約4.7万尾と推定される。現時点で昨年度の遡上量(約0.4万尾)の10倍以上のアユが遡上している。

(3) 千代川

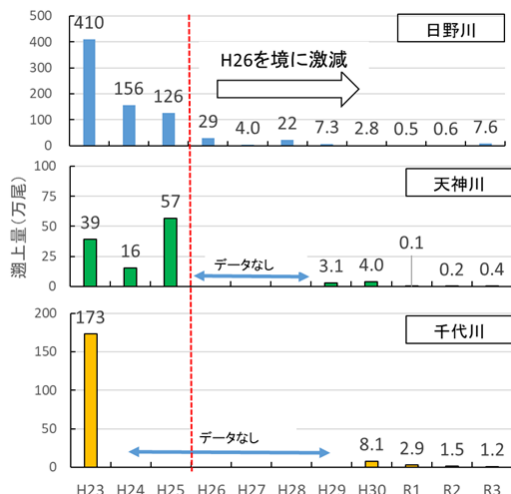
下流部から中流部(鳥取市源太周辺など)にかけて、昨年より多くの遡上魚の姿が確認されている。5月下旬から6月にかけて、遡上量を算出するための採捕調査を実施予定。

2 増加要因-海域におけるアユの生残率の向上(日野川及び美保湾での調査結果)

- ・令和3年は海域に餌の多いタイミングで多数のアユが流下した(左図)。また10~12月に海域でアユ採集を実施したところ、前年比で5倍以上のアユが確認された(右図)。よって、餌が豊富にあったことにより海洋生活期の生き残りが良好であったと判断された。
- ・3月~4月にかけて遡上しているアユは10月下旬~11月上旬生まれの個体が主体である。5月以降、11月中旬生まれの個体が遡上に加わってくると予想され、さらに遡上量が増えると期待される。



参考 県内河川における近年の遡上状況

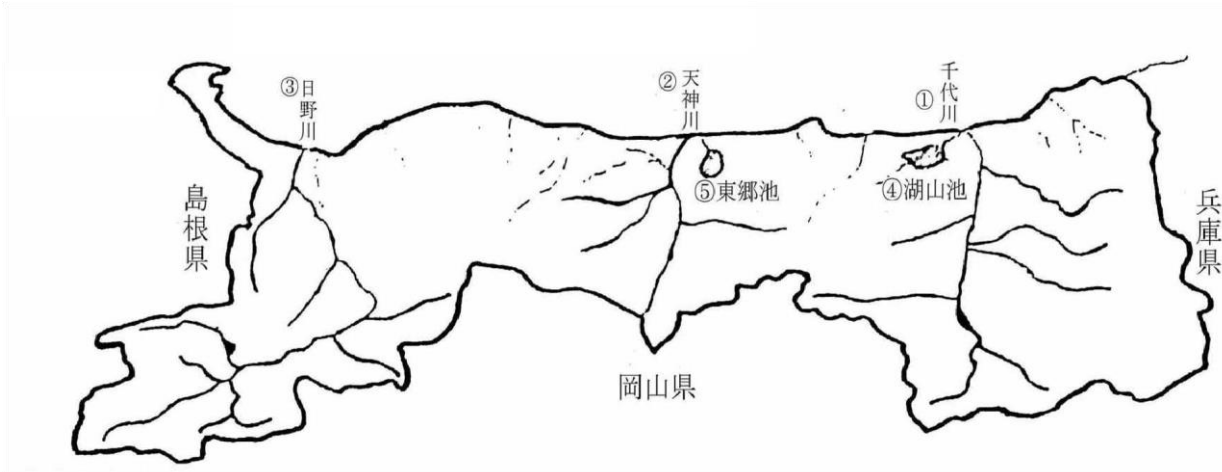


- ・平成25年まで比較的アユの遡上状況は良好だったが、平成26年以降、アユの遡上量は激減しており、令和元年から令和2年にかけて、過去最低の遡上量となった(図)。
- ・遡上不良が広い範囲で同時に起こっていることから、海洋生活期の生き残りが良くないことがうかがわれ、現在、国の研究機関等と共同調査を実施している。
- ・近年の本県におけるアユ遡上不良は、海洋生活期(アユは孵化後、一定期間海で生活し、春に河川を遡上してくる)の餌不足によりアユの生残率が低下したことが要因として挙げられる。

漁業権の切替について

1 現在の鳥取県における内水面漁業権の免許内容

- (1) 期間 平成25年9月1日（湖山池は平成30年9月1日）から令和5年8月31日まで
- (2) 漁業権区域



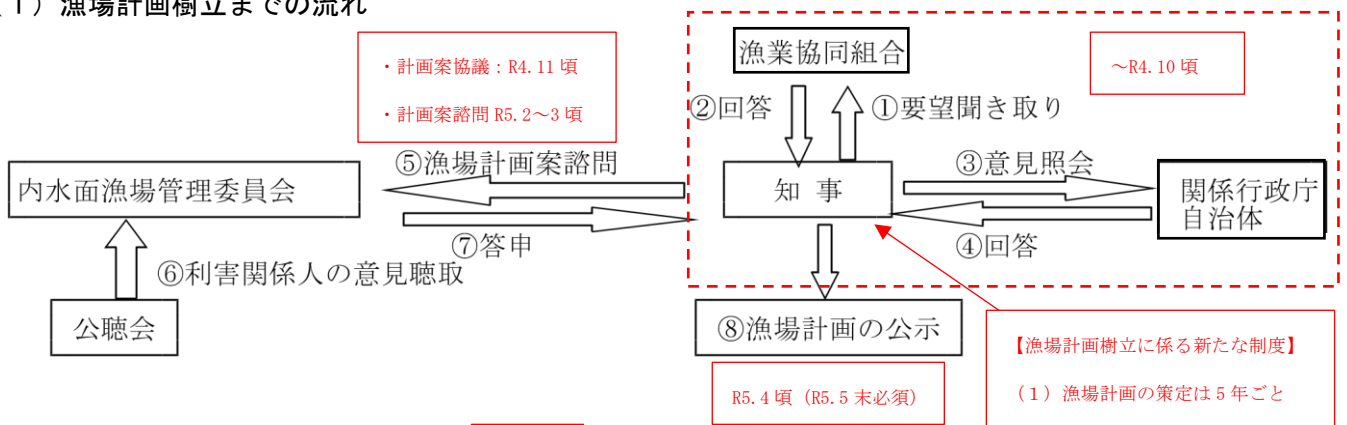
(3) 漁業権の内容

河川名等	免許番号	漁業権の種類	漁業の種類 (※)	漁業権者(漁協)
①千代川	内共第1号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	千代川漁協
②天神川	内共第2号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ	天神川漁協
③日野川	内共第3号	第5種共同	アユ、コイ、ニジマス、イナ、ヤマメ、アマゴ、ウナギ	日野川水系漁協
④湖山池	内共第4号	第1種共同 第5種共同	シジミ コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、ヒビ	湖山池漁協
⑤東郷湖	内共第5号	第1種共同 第5種共同	シジミ、ゴカイ コイ、フナ、ウナギ、ワカサギ、シラウオ、ヒビ、ホラズスギ	東郷湖漁協

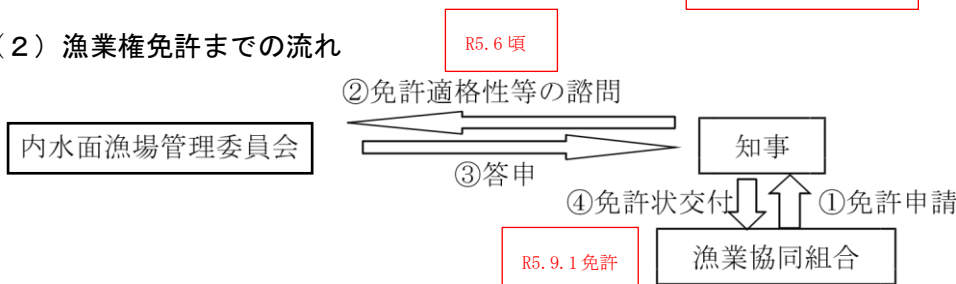
(※)ヤマメにはサクラマスを含む。アマゴにはサツキマスを含む。

2 漁業権免許手続き

(1) 漁場計画樹立までの流れ



(2) 漁業権免許までの流れ



3 このたびの漁業権の切替について

令和5年9月に予定されている漁業権の一斉切替えは、改正後の漁業法（以下「法」という）に基づき行われる初めての一斉切替え。

改正後の法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られるよう規定が整備。

漁場計画の樹立等にあたっての主な変更点は次のとおり。

(1) 内水面漁場計画の要件

- 都道府県知事は、その管轄に属する内水面について、5年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。
- 内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用の推進、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が計画に設定されていることを要件とする（法第67条第2項で準用する第63条第1項第1号及び第2号）。

活用漁業権…適切かつ有効に活用されている漁業権

「適切かつ有効」に活用…漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況

「適切かつ有効」の判断…生産金額や生産数量、組員行使者数に加え、漁業権又は組員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令順守の状況等の事情を総合的に考慮する。

「適切」の判断基準…漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり水域環境の悪化を引き起こしたりしていないことが必要。

「有効」の判断基準…漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないことが必要。

【活用漁業権の取扱】

- 活用漁業権であるか否かの具体的な判断は、別紙1のチェックシートにより行う。
当該チェックシートにより適切かつ有効ではないと判断された漁業権は活用漁業権とはならない。
- 活用漁業権ではないと判断された場合は、類似漁業権として内水面漁場計画には設定されず、水面の総合的な利用の観点から、当該漁場の取扱いについて検討する。
- この際、当該漁場に引き続き漁業権を設定する場合には、漁業権者は適切かつ有効に活用するよう努める責務があることも踏まえ、漁業権の内容の必要な見直しを行った上で、新規の漁業権として内水面漁場計画に設定する。

【新規の漁業権の公示】

- 内水面漁場計画（計画の案を含む。）を作成して公表する際、類似漁業権ではない漁業権として設定する漁業権（以下「新規の漁業権」という。）については、新規の漁業権である旨を明示した上で公表する。

(2) 類似漁業権

- 活用漁業権があるときは、法第63条第1項第2号の規定に基づき、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）が内水面漁場計画に設定されていなければならない。

【考え方】

- 「おおむね等しい」とは、現に免許を受けている漁業者が、引き続き漁場を適切かつ有効にかつようにできるようにすることを想定。
- 「おおむね等しい」と認められるか否かは、活用漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を勘案して、現に免許を受けている漁業者が、従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断する。この考え方に基づいて行われる漁業権の内容の調整は可能であるので、漁場の状況や利用実態等を踏まえ対応する。

(3) 利害関係人の意見聴取

【手続き】

- 利害関係人の意見聴取の手続きが新設（法第67条第2項で準用する法第64条第1項から第3項まで）
- 利害関係人の意見聴取を開始するに当たっては、閲覧が容易な都道府県ホームページに掲載するなどインターネットの利用その他適切な方法により公表する。
- 意見聴取の結果は、聴いた意見に県の検討（回答又は考え方）を併記して公表する。この対応については、行政手続法に基づく意見公募手続き（パブリックコメント）に準じて対応する。

【検討】

- 提出された意見については、利害関係人に当たるかを確認した上で、その意見が法第63条第1項の要件に該当するものか否か、新たな漁業権については同条第2項の内水面全体の最大限の活用につながるものか否かにより検討する。

【範囲】

- 利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係のあることを疎明されていることが必要である。

(4) 共同漁業権存続中の内水面漁場計画の見直し

【10年免許】

- 共同漁業権の存続期間が10年となっている一方で、内水面漁場計画は5年ごとに作成することとされているため、その際、存続期間中で切替えの時期でない共同漁業権が含まれることになる。
- 特に内水面については、漁業権切替えの時期に、存続期間を迎える漁業権が無い場合も想定される。
- しかし、その場合であっても、法第67条第2項で準用する法第63条の趣旨に則り、内水面の総合的な利用を推進するため、5年ごとに内水面漁場計画の作成に係る手続きとして、法第67条第2項で準用する法第64条の手続き（利害関係人の意見聴取）を行う必要がある。

(参考1) 内水面漁業権について

1 漁業権の法的性質（法第60条、69条、77条）

- (1) 漁業権とは、知事の免許により、一定の水面において、排他独占的に特定の漁業を営む権利。
- (2) 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有する。

妨害排除請求権：漁業権を侵害された場合に侵害をやめるよう請求する権利

妨害予防請求権：漁業権を侵害された場合に今後侵害しないような措置を講じるよう請求する権利

2 内水面漁業権の特質

- (1) 内水面では、第一種共同漁業権と第五種共同漁業権が漁業協同組合（漁協）に免許される。
（法第60条、72条）

第一種共同漁業権：藻類・貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業権（漁協組合員が採捕）

第五種共同漁業権：内水面において第一種共同漁業権の水産動植物以外を目的とする漁業権（漁協組合員・遊漁者が採捕）

- (2) 第五種共同漁業権の免許を受けた漁協に漁業権魚種の増殖義務が課せられる。（法第168条）

〔内水面における第五種共同漁業権は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。〕

- (3) 遊漁規則について（法第170条）

第五種共同漁業権の免許を受けた漁協は遊漁規則を定め、遊漁者の採捕を規制することができる。

ただし、遊漁規則は知事の認可が必要であり、組合員の採捕を規制する漁業権行使規則に比べて不当に厳しいものとならないよう配慮されなければならない。

【遊漁規則の認可要件】

- 〔・遊漁を不当に制限しないこと。
・遊漁料の額が漁業権魚種の増殖及び漁場の管理に要する額に比して妥当であること〕

(参考2) 根拠法令

○漁業法(抜粋)

(都道府県による水面の総合的な利用の推進等)

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二款 内水面漁場計画

第67条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第62条第2項(第一号に係る部分に限る。)、第63条第1項(第六号を除く。)及び第二項並びに第64条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第62条第二項中「海区(第136条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。)ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第64条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

(内水面漁場計画)

第67条第2項で準用する第62条

2 内水面漁場計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該海区に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間(第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。)

ホ 区画漁業権については、個別漁業権(団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。)又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区(自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第四項において同じ。)

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

二 当該海区に設定する保全沿岸漁場について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

ハ イ及びロに掲げるもののほか、保全沿岸漁場の設定に関し必要な事項

(内水面漁場計画の要件等)

第67条第2項で準用する第63条 内水面漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 海区漁場計画の作成の時において適切かつ有効に活用されている漁業権(次号において「活用漁業権」という。)があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権(次号において「類似漁業権」という。)が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第75条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

2 都道府県知事は、内水面漁場計画の作成に当たっては、内水面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない内水面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

(内水面漁場計画の作成の手続)

第67条第2項で準用する第64条 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて内水面漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。

5 内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、内水面漁場計画を作成したときは、当該内水面漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、内水面漁場計画の変更について準用する。

(農林水産大臣の助言)

第67条第2項で準用する第65条 農林水産大臣は、前条第二項の検討の結果を踏まえて、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、内水面漁場計画の案を修正すべき旨の助言その他内水面漁場計画に関して必要な助言をすることができる。

(農林水産大臣の指示)

第67条第2項で準用する第66条 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事に対し、内水面漁場計画を変更すべき旨の指示その他内水面漁場計画に関して必要な指示をすることができる。

一 前条の規定により助言をした事項について、我が国の漁業生産力の発展を図るため特に必要があると認めるとき。

二 都道府県の区域を超えた広域的な見地から、漁業調整のため特に必要があると認めるとき。

鳥取県内水面漁場管理委員会規程の改正について

- 1 改正理由
組織改正に伴う事務局設置場所の変更（第2条関係）

2 改正案

改正後	改正前
改正 昭和28年3月20日 第17回委員会 同 昭和45年11月27日 第94回委員会 同 平成16年9月24日 第219回委員会 同 平成24年3月26日 第247回委員会 同 令和4年5月17日 第286回委員会	改正 昭和28年3月20日 第17回委員会 同 昭和45年11月27日 第94回委員会 同 平成16年9月24日 第219回委員会 同 平成24年3月26日 第247回委員会
(事務局所在地) 第2条 委員会の事務局は鳥取市東町一丁目220番地鳥取県庁農林水産部水産振興局漁業調整課に置く。	(事務局所在地) 第2条 委員会の事務局は鳥取市東町鳥取県庁水産課に置く。

附 則

この規程は、昭和25年10月23日から施行する。

- 3 改正後全文 別紙のとおり

改正	昭和28年3月20日	第17回委員会
同	昭和45年11月27日	第94回委員会
同	平成16年9月24日	第219回委員会
同	平成24年3月26日	第247回委員会
同	令和4年5月17日	第286回委員会

(所事業項)

第1条 鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他の法令の定めるところにより鳥取県の区域に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。

(事務局所在地)

第2条 委員会の事務局は鳥取市東町一丁目220番地鳥取県庁農林水産部水産振興局漁業調整課に置く。

(委員会)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。

- 2 委員会に会長及び会長職務代理者各1名をおく。会長及び職務代理者は、委員の互選により決める。
- 3 専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員をおくことができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理し委員会を代表する。

- 2 会長職務代理者は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたるときその職務を代理する。
- 3 会長及び会長職務代理者の任期は4年とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長がこれを招集する。会長事故あるときは、会長職務代理者がこれを招集する。会長、会長職務代理者ともに事故あるときは委員の中で最年長者が招集する。ただし委員の改選後、最初の委員会は、知事がこれを招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の1以上が議案を示してその開催を請求したときは、会長は請求のあった日から10日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会を招集しようとするときは、会長は予め議事事項並びに委員会の日時、及び場所を開催の日から3日前までに各委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、法令で特別に定める場合を除くほか出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は公開とする。
- 4 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第7条 委員会の会議では、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項についてはこの限りでない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

- 2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあづかることができない。ただし、委員会において承認したるときは、この限りではない。

第10条 会長は、委員会の議事録を作成し、下の事項を記載する。

- 1 委員会の日時及び場所
- 2 出席委員の氏名
- 3 議事事項
- 4 議決の結果
- 5 その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2名以上がこれに署名押印する。

(事務局)

第12条 委員会に関する事務を処理するため事務局を置く。

第13条 事務局は会長が統括する。

第14条 事務局に書記を置き会長これを任免する。

第15条 職員の職は局長、次長及び主事とする。

- 2 前項の職員は、書記の中より会長これを選任する。

第16条 事務局長は会長の命を受け職員を指揮し事務局に関する事務を総理する。

- 2 次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるとき、又は欠けたるときはその職務を代行する。
- 3 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

第17条 事務局長は、会長又は、その代理者に事故あるときは、その事務につき代決することができる。ただし重要な事項については、後閲を受けなければならない。

(現用公文書の管理)

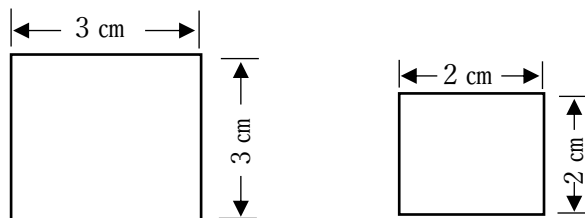
第18条 委員会の現用公文書の作成、整理、保存その他の管理に関しては、知事の事務部局の現用公文書の管理に関する定め例による。ただし、会長の決裁を受ける起案文章は、電子決裁等システムによらず、紙文書によるものとする。

(給与及び職務)

第19条 職員に対する給与並びに服務については、鳥取県条例並びに規則その他に定めるところによる。

第20条 委員会の公布する規則及び告示は鳥取県公布式条例を準用する。

第21条 委員会及び会長並びに事務局長の公印は次のとおりとする。



第22条 この規程の改正は委員会の議決によって行う。

第23条 前各条に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は会長がそのつど定める。

附 則

この規程は、昭和25年10月23日から施行する。